

司法制度調査会2020提言

新たな「共生社会」へ、求められる司法の役割

令和2年6月25日

自由民主党政務調査会

目次

はじめに	人々の共生のために司法が果たすべき役割の重要性.....	1
1	グローバル時代における司法の意義・役割.....	1
2	新型コロナウイルス感染症のまん延の終息を見据えた司法の新たな役割の重要性.....	1
第1	新型コロナウイルス感染症への緊急対策.....	3
1	新型コロナウイルス感染症への対応の必要性.....	3
2	具体的施策.....	3
第2	新たな局面を迎えた外国人の受入れに対応した総合的支援.....	5
1	多文化共生社会の現状と意義.....	5
2	日本が目指すべき日本型多文化共生社会とは.....	5
3	具体的施策.....	7
第3	より強じんな司法インフラの整備.....	11
1	司法インフラ整備の必要性.....	11
2	日本の法令・司法情報の国際発信.....	11
3	民事裁判のIT化の推進等.....	13
4	ADRにおけるICTやAI技術の活用.....	16
第4	困難を抱える方々を誰一人取り残さない社会の整備.....	17
1	困難を抱える方々を誰一人取り残さない社会づくりに向けた課題.....	17
2	性犯罪・性暴力への対応.....	17
3	無戸籍者問題.....	17
4	離婚をめぐる子の養育に関する問題.....	19
第5	国際的な協調・協働へのメッセージ.....	20
1	司法外交元年に当たって.....	20
2	京都 kongress の開催とレガシーの確立.....	20
3	更なる司法外交の推進.....	21
第6	幅広い司法人材の育成と活躍の場の拡充.....	25
1	司法人材育成の必要性・重要性.....	25
2	施策の方向性.....	25
3	具体的方策.....	25
おわりに	29

はじめに 人々の共生のために司法が果たすべき役割の重要性

1 グローバル時代における司法の意義・役割

司法制度は、従前から一人一人の権利を擁護し、人権の最後の砦として、社会から分断された人や社会的弱者の最後の拠り所となるという重要な役割を担ってきた。

そして、人・モノ・カネが国境を越えて動くグローバル時代においては、それらの適切な動きを促進することにより、日本の経済的、社会的な成長に寄与する一方で、違法な人、モノ等の移動に対して厳格に対処することにより、世界一安心・安全な国日本を支える基盤としての役割も担い、日本や世界の適正なグローバル化を支えてきた。

さらに、今日では司法そのものについてもグローバル化が進行している。

すなわち、司法制度には各国における違いはあるが、法の支配の社会への浸透とそれにより人々が安心・幸福を得るといった共通の価値観を形作る上での基盤という重要な役割を担っている点では共通しており、特に、経済活動に関しては、近時、各国における司法制度の違いを乗り越え、商業的紛争解決の手段として国際仲裁や国際調停がスタンダードとなり、国際的取引がより促進されるなど、司法のグローバル化、スタンダード化が進み、人々の活動がより促進される効果が生まれている。

2 新型コロナウイルス感染症のまん延の終息を見据えた司法の新たな役割の重要性

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会・経済・文化的活動が世界規模で大きく収縮して分断の流れに向かい、世界はグローバル化以前の時代に戻ろうとする動きを見せている。

しかし、日本や世界が今後も成長・発展する上で、グローバル化以前の時代に戻ることは想定し難く、新型コロナウイルス感染症まん延の終息後を見据え、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた新たな相互交流の実現を目指すべきである。

そして、新型コロナウイルス感染症のまん延は、自由な移動やわが国への流入に伴うリスクとこれを回避するシステムの脆弱性を露呈させた教訓でもあり、様々なリスクを適切に回避するためには、これまで以上に司法の適切かつ厳格な運用が必要である。

司法は、現在の分断に向かう流れの中でも、適正なグローバル化を取り戻しつつ、一方で自由な人やモノの移動に伴うリスクについて、そのバランスを図りながら、日本や世界の国々の社会的、経済的成長を促進するという新たな役割を担うことになる。

司法がこのような役割を担ったことはかつてなく、これは新たなチャレンジであるが、日本が今後も成長・発展するためには、必ず乗り越えなけ

ればならない課題でもある。

日本の司法がこの課題を突破するに当たって、当調査会は、以下の緊急提言及び提言を行う。

まず、新型コロナウイルス感染症との闘いに打ち勝ち、司法・法務行政が適切に機能するために必要な施策について緊急提言（第1）を行う。

次に、新型コロナウイルス感染症のまん延の終息後の世界も見据え、以下の5点について提言を行う。

1点目として、平成31年4月に新たな在留資格が創設されるなど、日本は外国人の受入れ等について新たな局面に入っており、これに対応するための新たな共生社会を実現する必要があることから、この新たな共生社会である「日本型多文化共生社会」（第2）について提言を行う。

次に、2点目として、AI技術の活用やICT化をはじめとするより強じんな司法インフラの整備（第3）について、3点目として、新たな共生社会において、困難を抱える方々を誰一人取り残さない社会の整備（第4）について、4点目として、司法外交元年に当たり、国際的な協調・協働へのメッセージについて（第5）、さらに、5点目としてすべてに共通の課題として幅広い司法人材の育成と活躍の場の拡充（第6）について、それぞれ提言を行う。

第1 新型コロナウイルス感染症への緊急対策

1 新型コロナウイルス感染症への対応の必要性

日本における新型コロナウイルス感染症の新規患者数は、現在のところ減少傾向にあるものの、完全な終息までは比較的時間を要すると考えられること、世界規模で見れば、新規感染者数が増加している国もあり、今後経済活動の再開に伴って入国制限を緩和することが見込まれることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の第2、第3の流行を阻止するため、十全の対応を取る必要がある。

2 具体的施策

(1) 適切な水際対策

今後、段階的に入国制限が緩和されることが見込まれるが、新型コロナウイルス感染症の第2、第3の流行を防止するためには、水際対策が重要である。

出入国在留管理庁に対しては、わが国の入国管理を担う立場として、国家安全保障局をはじめ、外務省、国土交通省、厚生労働省等の関係機関と連携し、責任をもった対応を行うよう求めるものである。

(2) 収容施設における感染症対策の徹底

矯正施設や出入国在留管理庁が管理する収容施設は、一定の空間に職員や被収容者が多数集まらざるを得ないものであり、感染症がまん延しやすい環境にある。この点、本年（令和2年）4月、大阪拘置所において、職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した事案が発生したものの、その後終息させており、適切な対応がなされたことがうかがえる。しかし、今後、同様の事態を生じさせないよう万全の対策を行う必要がある。その観点から、以下の施策を行うべきである。

ア 感染症予防のための職員研修・訓練の徹底

感染症をまん延させないためには、まずは、各施設の職員による予防措置が重要である。そのため、各施設の職員に対する感染症予防のための研修・訓練を徹底させるべきである。

イ 感染症予防のための用具等の充実

感染症を予防するためには、職員の研修・訓練とともに、マスクや防護服、ゾーニングのための用具等が不可欠である。そのため、これらの施設については、感染症予防のための用具等を十分に配備するべきである。

(3) 増加が見込まれる法的トラブルへのICTの活用を含めた対応強化

新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延により、今後、国際的な商事紛争が増えることが見込まれる。さらに国内においても、商事分野にとどまらず、あらゆる分野において法的トラブルが増加することが想

定される。このように増加が見込まれる法的トラブルに対して、法律相談から紛争処理に至るまで、適切に対応できる環境を構築する必要がある。

そのため、第3以下で述べるとおり、国際商事紛争に関しては国際仲裁・国際調停の活性化を加速させるべきである。

また、国内紛争に関しては、ICTの活用をより進めて対面することなく紛争を解決することが可能となる体制整備を目指すべきである。

まず、法律相談については、新型コロナウイルス感染症への対応として、日本司法支援センター（法テラス）において、資力の乏しい方を対象に、電話による法律相談が開始されたとのことであるが、相談者の安心感や信頼関係をより一層高め、かつ、増加する法律相談に対応するためには、顔の見えるオンライン法律相談の実施・拡大が必要であって、タブレット端末の整備等、物的・人的資源の整備を行うべきである。

さらに進んで紛争解決の局面では、民事裁判手続のIT化を力強く進めるとともに、ADRのオンライン化等についても検討を加速する必要がある。

第2 新たな局面を迎えた外国人の受入れに対応した総合的支援

1 多文化共生社会の現状と意義

日本に在留する外国人は令和元年末時点で約293万人（平成30年末時点で約273万人）、外国人労働者数も令和元年10月末時点で約166万人（平成30年10月末時点で約146万人）に達しており、平成31年4月、新たな在留資格である「特定技能」が創設されたことにより、日本社会において活躍する外国人は、新型コロナウイルス感染症の影響により直近では減少しているものの、今後さらに増加することが見込まれている。

在留外国人は日本人と同様に働き手であるとともに消費者であり、社会・経済の一翼を担っている。また、例えば、子どもたちが、幼いころから在留外国人と接することにより、多様な価値観を自然に受け入れられるなど、新たな多様性が生まれており、共生社会は、今後のグローバル社会を担う人材の育成にも資するものである。

2 日本が目指すべき日本型多文化共生社会とは

(1) 外国人に対する国内での支援等の在り方

「特定技能1号」では、在留資格制度上初めて受入れ機関による日常生活、社会生活、職業生活における「支援」が受入れの要件とされており、「生活者としての外国人」に対する支援という新たな考え方が導入されたことで、日本の外国人政策は新たな局面を迎えた。

今後、外国人材を受け入れ、日本に適した共生社会を実現するに当たっては、外国人に対する支援のための社会インフラの整備を行うとともに、徹底した在留管理の下、外国人に対しては日本語等日本人と共生するために必要な知識・ルール等を修得することを求めるなど、在留外国人が日本において、責任をもった行動がとれるよう仕組みを構築する必要がある。そして、これまで在留資格ごとに受入れ機関等が中心となりステージごとに支援を行ってきたものを、日本語修得等を前提とし、社会を構成する一員として、外国人に対し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を社会全体で行うことが日本型共生社会の実現のために必要である。

このためには、関係行政機関、地方公共団体のみならず、民間の協力も含め社会全体において支援を行うことが必要であるとともに、受け入れられる側の外国人においても自らの権利と義務を自覚し、共生の理念や日本の風土・文化の理解に努めていくことが重要である。

この点、わが国は、約25年にわたり、アジア諸国における、法令の起草や司法制度の整備・運用の支援、法律家に対する研修等を通じた人材育成などの法制度整備支援を実施することで、国内のみならず、国外に対して法の支配の価値を浸透させるための取組を行ってきたところ、

その特徴は、相手に寄り添った支援であり、時間や手間を惜しまず、相手国をパートナーとして尊重しつつ、その要望に真に沿った支援を追求してきたところにある。そのような誠実で着実な支援を続けてきたことにより、わが国は諸外国から信頼を得てきたのであり、日本型多文化共生を実現するためには、このような相手の立場を十分に理解した取組を進めることが重要である。

そして、この新たな外国人の受入れ及び共生社会の実現に向け、これを担う組織として平成31年4月に創設された出入国在留管理庁は、今後も、その自覚を持ちつつ、関係府省庁と連携しつつ、その先頭に立って、日本型多文化共生社会の実現に向けた取組を行う必要がある。

さらに、外国人との共生をめぐる状況は絶えず変化し続けていくものであり、引き続き、一部の諸外国でみられるような問題をも教訓とした「日本型」多文化共生社会の実現に向け、検証・検討を続けなければならない。

(2) 国際的情報交換枠組みの構築及び関係国との連携強化の必要性

日本型多文化共生社会を真に実現するためには、わが国に在留する外国人が抱える複合的かつ多岐にわたる課題を踏まえ、外国人の受入れ環境、支援体制の整備等を進めていく必要があるが、あり得べき環境・支援の在り方を検討するに当たっては、外国人の受入れに知見を有する国や、送出国との情報交換と連携も不可欠である。

(3) 日本国内で生じている摩擦への対応

ア 人権侵害や犯罪・非行等への対応

在留外国人が増加するに従い、ヘイトスピーチのように外国人であることを理由とする人権侵害事案など、外国人が被害者となる事案が生じている。また、一方で、日本になじめない外国人による犯罪や少年非行等の問題もある。

司法は、日本型多文化共生社会を実現する過程で生じている国内における摩擦に対して適切に対応する必要がある。そして、司法が適切に対応するためには、在留外国人に対して十分な司法アクセスを提供する必要があるが、全国に設置されている法テラスの果たす役割は重要である。

さらに、救済の最後の砦である裁判所においても、外国人に対する司法アクセスについて、十全の対応を取ることが期待される。

イ 「集住」を巡る対応について

在留外国人が増えるに従い、特定の地域に在留外国人が集まって居住するいわゆる「集住」が生じている。

「集住」地区の存在や当該地区における先駆的取組は、本国におい

ても情報として広がっており、当該地区に居住することを前提に来日するといった動きがみられることも明らかになった。

「集住」は、本国を離れて来日する外国人にとって当然起こりうる現象であると思われ、わが国において在留外国人のコミュニティが形成されることで、在留外国人の孤立感の軽減や行政からの効果的働きかけが可能になるなど多数のメリットが認められる。もっとも、過度な「集住」は、自治体の負担となり、そこに所属する外国人コミュニティ自体を日本社会から孤立させ、社会から分断させる危険性もある。

したがって、日本型多文化共生社会を実現するため、過度な「集住」が生じないように必要な手立てを講じる方策を含め、「集住」問題について総合的に検討しておくことが有益である。

3 具体的施策

このような観点から、日本型多文化共生社会の実現に向け、下記に掲げる施策を推進していくべきである。

(1) 外国人に対する地域での支援を国として支援する方策

ア 外国人在留支援センターを取組支援の拠点として設置

本年（令和2年）7月に開所する予定の外国人在留支援センターにおいては、外国人共生社会の実現に向け、外国人の人権擁護・啓発、法律トラブルに対する法的支援、地方を含めた雇用の推進に向けた取組などの施策を、出入国在留管理庁、法務局人権擁護部、法テラス、ハローワーク、労働局、査証相談窓口、JETRO等の入居機関をはじめとした関係機関が連携・協力して実施することとされている。

同センターにおいては、関係機関が共同し、地方公共団体や外国人からの相談対応や、外国人の就職支援のための説明会やセミナーを開催するなど、多角的なアプローチによる効果的な支援を実施すべきである。

特に、同センターは全国の多文化共生を支援するための中心となり、在留外国人が決して多くない地方公共団体をも取り残すことなく支援をきめ細やかに行うことを求めたい。そのため、多言語での対応が困難な地方公共団体に対して通訳の支援や多文化共生を担うための人材育成の支援を行うべきである。

イ 一元的相談窓口の設置に対する支援

地方公共団体が外国人に対し情報提供及び相談を行う一元的な窓口を整備するための支援が開始されており、その対象は全地方公共団体に拡大されている。

現状では、一元的相談窓口の相談員が一元的相談窓口業務外の業務に従事する場合は外国人受入環境整備交付金の交付対象外となってお

り、地域における日本語教育支援や日本人との多文化共生施策を含む様々な生活支援の企画・立案・調整等に対する支援への活用ができない状況にある。

こうした状況を踏まえ、地方公共団体の多文化共生業務をより充実させるため、地方公共団体に雇用され、多文化共生に関する業務を担当する者の人件費を交付金の交付対象とするなどの見直しを行い、地方公共団体にとって柔軟に活用できるものとすべきである。

ウ 諸外国における外国人の受入れ環境整備に関する取組に係る調査

外国人の受入れ環境の整備に係る様々な分野における取組を強化・推進するため、先進的取組を行っている諸外国における外国人の受入れ環境整備に関する取組を学ぶことが有用である。そこで、諸外国の取組について、調査することを検討すべきである。

(2) 国内外における日本語教育体制等の強化

外国人が日本において生活していく中で、日本語能力が不十分な場合、円滑な意思疎通が図れず、様々な場面において支障が生じてしまうおそれがある。外国人を日本社会の一員として受け入れ、社会から排除されることのないようにするためには、日本語教育の充実が極めて重要である。

そのため、日本語教育のための国及び地方公共団体の体制づくり等により地域における日本語教育を推進するとともに、日本語教師等の養成・研修プログラムの充実・普及や日本語教師に関する新たな資格制度の整備等によって日本語教育全体の質を向上させるべきである。

なお、外国人の子どもに対する日本語教育の充実に当たっては、小中学校の取組だけでなく、幼児教育・高等教育など前後のステージも含めて総合的に推進するべきである。

また、海外においても、国際交流基金等を通じた日本語能力習得促進のための取組に対する支援や、ODAの事業等を通じた人材育成支援により、来日前の段階における日本語教育の充実を図るべきである。

(3) 外国人の子どもをめぐる施策の推進

ア 外国人の就園・就学等の促進

外国人の子どもが集団生活を経験しないまま義務教育諸学校に入学すると、集団行動や日本語などが分からず、円滑に学校生活を送れないなどの弊害が生じる可能性がある。

そのため、就学前の外国人の子どもに日本語学習機会の提供を促進するため、幼児教育・保育の無償化について制度を積極的広報・周知したり、外国人幼児のための就園ガイドを多言語で作成・周知するなどして、外国人の子どもの就園を促進するべきである。

また、外国人の子どもが自立し、社会の一員として活躍するためには、適切な教育を受けることが必要不可欠であるが、約2万人（令和元年度「外国人の子供の就学状況等調査」）の外国人の子どもが不就学の可能性があるとの実態がある。

そのため、就学の機会が適切に確保されるよう、国が中心となって学齢簿に準じるものの作成を促進するとともに、多言語による就学案内等により、外国人の子ども就学を促進していくべきである。また、外国人の保護者に対しても子どもの就学を促す取組を推進していかなければならない。

イ 外国人児童生徒等の公立学校における受入れ・支援体制の強化

公立学校においては、日本語能力の不足等により配慮が必要であるにもかかわらず、特別な指導を受けられていない外国人児童生徒等が約2割いる（平成30年度「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」）という実態がある。

そこで、外国人児童生徒等の数に応じた指導の在り方についてのモデル的な取組の普及や、外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上等により、公立学校における受入れ・支援体制の強化を図るべきである。

(4) 国際的情報交換枠組みの構築及び関係国との連携強化

これまで、日本は、技能実習生や特定技能外国人の受入れ等に関し、各送出国と協力覚書（MOC）を交換するなどして各国との情報交換及び連携を進めてきたが、今後、このような二国間の連携を引き続き進めつつ、特定の在留資格に限られない多国間による情報交換の枠組みを構築し、関係国との幅の広い連携を進めていく必要がある。

外国人の受入れ環境整備等の検討に際しては、外国人の受入れに関し様々な取組を長年行ってきた国々から知見を得るとともに、日本と同様の事情を抱える国等と情報交換を行いつつ、在留外国人の出身国等との間で、法律や慣習等の違いを踏まえた情報共有や意見交換を通じて相互に連携することが極めて重要である。そのため、日本が中心となり国際会議を開催するなどして、関係国等との情報交換の枠組みを構築し、連携強化を図っていくべきである。

(5) 司法アクセスの確保と法務行政全般における十全の対応の確保

ア 司法アクセスの確保

在留外国人の法的トラブルへの対応については、昨年（司法制度調査会提言2019）でも述べたとおり、法テラスの役割が重要である。多言語対応を引き続き充実させ、外国人在留支援センターにおける対応など、引き続き積極的に取り組んでいくべきである。

また、裁判所においても、裁判の審理における司法通訳の確保はもとより、窓口対応といった裁判外の対応についても、外国語による対応を可能とする体制を確保するなど、在留外国人の司法アクセスを容易にする取組が期待される。

イ 法務行政全般におけるシームレスな対応

外国人であることを理由とした人権侵害事案への対応や、犯罪や非行により外国人が矯正施設に収容された場合の対応、また、外国人に対する保護観察等の対応など、在留外国人に対する対応は、法務行政全般において求められる。

多文化共生社会の実現に向け、外国人が被害者となる事案では被害者に寄り添った対応を行い、外国人が加害者となる事案では外国人の立ち直りを支援するため、適切に意思疎通をはかることが重要である。そのため、法務行政全般において通訳人を適切に確保するとともに様々な場面で多言語対応が可能となるよう、例えば自動翻訳機の導入など、ソフト・ハード両面も含めた環境の整備を検討すべきである。

(6) 「集住」問題の総合的検討の実施

「集住」をめぐっては、前述のとおり、在留外国人が日本社会に溶け込むツールとなるよう、適度な「集住」と地域社会からの働きかけが必要である。そのため、過度な「集住」を制限する方策等について、まずは、諸外国の調査を行い、総合的な検討を進めるべきである。

第3 より強じんな司法インフラの整備

1 司法インフラ整備の必要性

当調査会では、昨年の提言において、民事裁判手続におけるIT化の推進や日本の司法情報の国際的発信強化に向けた取組について提言を行った。

政府においては、本年（令和2年）3月、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議が「民事司法制度改革の推進について」を取りまとめ、これに基づき、民事裁判のIT化をはじめとする民事司法制度改革を推進することとしている。

日本の国際的競争力を高めるため、また、日本型多文化共生社会を実現するに当たり司法が果たすべき役割の重要性が増すことを踏まえると国内の司法インフラの整備として、民事裁判のIT化や日本の司法情報の発信について、より一層の強化が必要である。

さらに今般の新型コロナウイルス感染症のまん延を受け、司法分野においてICTを活用する有用性が確認できた。今後、これまで遅れていた司法分野においても、AI技術の活用やより一層ICT化を進める取組が求められる。また、新型コロナウイルス感染症のまん延の終息後の世界におけるわが国の成長や国際的リーダーシップの発揮という観点からも、日本の司法情報の発信がより一層重要となる。

2 日本の法令・司法情報の国際発信

(1) 日本の法令・司法情報の国際発信の現状と課題

国家の根幹である日本の法令や司法制度などの基本的情報が、日本語だけではなく、外国語で正しく国内外に提供されるとともに、それらの情報に容易にアクセスできる環境を整備することにより、日本の法令や司法制度についての正しい理解を得ることは、国際取引の円滑化や対日直接投資の促進といった経済取引の活性化のみならず、日本型多文化共生社会の実現のためにも不可欠である。

政府が行っている法令外国語訳整備プロジェクトは、日本の法令情報の国際発信の中核を担うものであり、現在、同プロジェクトの専用ホームページにおいて、約750の法令のほか、改正法の概要情報等が英訳されて公開されている。

もっとも、同プロジェクトにおいて、新規の法律や重要な改正法が成立していながら、その翻訳が公開されるまでに相当の時間を要していることは、大きな課題である。加えて、この専用ホームページは、日本の法令情報の国際発信の拠点となるべきものであるから、その内容や機能は、利用者のニーズや時代に即した最適なものとして、その情報発信力を強化する必要がある。

また、近時、日本の刑事司法制度について、特にカルロス・ゴーン被

告人の逃亡をきっかけに、海外から批判がなされ、民事分野でも、子の連れ去りの問題について、欧州諸国等から批判がなされている。その中には、制度の部分的な評価や誤解等に基づく批判も相当数あり、不当な評価が国際的に流布される状況は看過できない。このままでは、対日進出やインバウンド等への悪影響だけでなく、国際社会からの信頼低下にもつながりかねず、喫緊の対応が必要である。

(2) 具体的施策

ア 翻訳法令の提供の迅速化の実現

翻訳法令の公開の迅速化は、個別の府省庁にとどまらない政府全体の課題である。目指すべきはリアルタイムな改正法の英訳公開であり、政府全体として、各府省庁が迅速かつ高品質な翻訳原案の作成が可能となるよう人的・物的体制の強化に取り組んでいくべきである。

具体的な取組としては、例えば、今後、政府が取り扱う国際的な案件がより増大すると考えられるのであるから、法令翻訳に限らず、国際的な案件に関するものについて、迅速に正確な翻訳が入手できるようにするため、専門家に翻訳を依頼できる環境整備について検討すべきである。

また、翻訳原案の作成にAI技術を積極的に活用することも検討されてよい。近時、AI技術の進歩にはめざましいものがあり、翻訳の分野においても、AIを活用した機械翻訳が利用されている。法令の翻訳は、法の解釈やその背景にある文化・価値観等の理解といった高度の知識・技能が求められる分野であり、これを全て機械翻訳で代替することは難しいとしても、AI技術は、日々進歩しており、迅速化にも資するものであるから、その有効性についての実証実験を行うなど、その導入に向けた具体的な取組を行うべきである。

イ 政策立案段階での法令等の情報提供の推進

日本型多文化共生を実現するためには、外国人にとって日本が魅力的な国である必要があり、国際社会の中で、他国に比して、より早期に正しい情報を発信していくことが重要である。

そこで、政策立案段階など、早い段階から情報を積極的に発信すべきであり、例えば、法案段階であっても、その法案に関する情報等の翻訳の提供を行い、より日本に対する正しい理解が得られるようにすべきである。

ウ 利用者のニーズに応じた翻訳法令の提供

翻訳法令等の情報の提供に当たっては、その情報を利用者のニーズを反映したものとすべきであるが、例えば、税法や労働法分野において、そのニーズがあるにもかかわらず翻訳が提供されていないものや

最新の法改正に対応していないものが散見される。

そこで、主たる利用者のニーズを吸い上げる仕組みを構築した上で、ニーズのあるものについては、速やかにその翻訳法令を提供すべきである。また、仮に、翻訳法令の早期提供が困難である場合には、その概要情報の翻訳の提供を行うなどの取組を実施すべきである。

エ 法令の情報発信の強化

法令外国語訳整備プロジェクトの専用ホームページは、日本の法令情報の国際発信の拠点となるべきものである。しかし、このホームページは約10年前に構築されたものであり、英語での表示機能は備えているものの、タブレット端末やスマートフォンといったデバイスに対応した表示機能は有していない。また、例えば、検索機能については、法令上使われている用語以外でのキーワードによる検索機能や、利用者の検索結果を自動的に分析してその上位結果から示す機能など、現在では標準と考えられる機能すら備えておらず、国際発信の拠点というには、はなはだ心許ない状況にある。そこで、この専用ホームページの表示機能の強化や新たな機能を追加するなど、技術の進歩や時代に即したものとし、利用者がより法令情報にアクセスしやすい環境を整備することで、その情報発信を強化すべきである。

また、近時、インターネットのホームページには、音声検索機能や、AIを利用した質問応答機能（チャットボット）を備えているものも見られるところであり、時代に即したものとするという観点からは、このような機能を取り入れることも検討すべきである。

オ 日本の司法制度の国際発信強化

日本の司法制度について、批判を踏まえつつも、反論にとどまるのではなく、正しい理解を得るべく、戦略的かつ腰を据えた発信を行っていくべきである。そのため、政府一体となって、情報発信のターゲットや方法を分析し、より効果的な国際発信を戦略的に進めることが必要である。また、政府閣僚及び我が党幹部役員双方によるハイレベルとの対話を通じて、直接、各国政府の理解を促進していくことが重要である。

3 民事裁判のIT化の推進等

(1) 民事裁判のIT化の現状

わが国においては、民事裁判のIT化を飛躍的に進め、利用者目線に立ってその利便性を向上させることにより、安心してビジネスを行い、投資ができる環境を整えることが喫緊の課題となっている。当調査会が昨年の提言において指摘したように、諸外国に大きく遅れたことにより失われた20年を早急に取り戻す必要がある。

このような現状を受け、森まさこ法務大臣は、本年（令和2年）2月、法制審議会に民事裁判のIT化の実現に向けた諮問を行い、民事訴訟法（IT化関係）部会において民事裁判のIT化の実現に向けた議論が開始された。

また、本年（令和2年）2月から知的財産高等裁判所および各高等裁判所所在地の地方裁判所本庁8庁の合計9庁で、次いで同年5月から地方裁判所の本庁5庁でウェブ会議等のICTを活用した争点整理の新たな運用が開始された。最高裁判所においては、同年度中には、更に全国の地方裁判所本庁で新たな運用を開始することを目指して準備が進められているなど、順次運用が拡大される予定とのことである。

このように、民事裁判のIT化は、その実現に向け、着実に検討が進められている。しかし、課題も残されている。

(2) 残された課題

ア IT化の全体像を示す工程表の必要性

政府においては、現在、民事裁判のIT化の実現に向け、工程表を策定して段階的に取組を進めている。本年（令和2年）度においては、裁判所において、ウェブ会議等の活用を順次拡大するとともに、令和7年度中に当事者等によるオンライン申立て等の本格的な利用を可能とすることを目指し、また、その先行実施として、令和3年度には準備書面等の電子提出の運用を一部の庁で速やかに開始することを目指すなど、その工程表の更なる具体化が図られている。

当調査会としては、こうした政府及び裁判所の取組を評価し、着実に民事裁判のIT化の実現が図られることを期待したいが、昨年（令和元年）に引き続き、最終的なビジョンをしっかりと描く必要があることは改めて指摘しておきたい。そして、その観点からすれば、政府においては、民事訴訟のみならず、家事、民事執行、倒産などの手続のIT化についても、ニーズが高いことを踏まえ、その実現に向けた工程表を策定し、民事司法全般のIT化の全体像をしっかりと国民に示す必要がある。

そこで、当調査会は、政府において、家事、民事執行、倒産などの手続のIT化を含む民事司法全般のIT化の工程表を本年（令和2年）度中に策定することを提言する。

イ 国民に寄り添った手厚い支援の必要性

また、インターネット接続機器の操作に習熟していない者、あるいは経済的な理由等により同機器を所有していない者が、裁判手続のIT化により、実質的に民事裁判を受けられなくなることを避けるためには、制度設計、オンラインシステム、サポート態勢などの面におい

て、これらの者などに寄り添った手厚い支援が必要不可欠であることは、昨年の提言において指摘したところである。

法務省は、IT化の範囲や導入されるシステム等の具体的内容等を踏まえつつ、日本司法支援センター（法テラス）が、現行法上の情報提供業務や民事法律扶助業務の枠組の中で行い得るサポートに加え、特定の拠点に裁判所のシステムにアクセス可能な機器を設置すること等をはじめ、法テラスにおけるサポートの内容について検討を進めるべきである。

(3) 共生社会に不可欠な民事裁判のIT化の推進等に向けて

日本のみならず世界全体を襲った社会経済情勢の急激な変化に伴い、ウェブ会議を始めとするICTの利便性や有用性が改めて確認された。民事裁判においても、ウェブ会議等が広く活用されるなどIT化が実現すれば、より適正かつ迅速な裁判の実現に資するとともに、より多くの国民にとって利便性が向上し、例えば身体の運動機能の障害や経済的な困窮等の理由により現実に裁判所に出頭することが困難である者も、従来と比べてより積極的に審理に参加できるようになる。

また、日本型多文化共生社会の実現の観点からも、通訳人がウェブ会議等を通じてより容易に審理に参加できるようになれば、わが国に在留する外国人も一層安心してわが国で生活できる。

このように、民事裁判のIT化は、様々な者が司法によって救済を受ける機会を更に確実なものとするものであり、当調査会が目指すより強じんな共生社会の実現に必要な施策である。そのため、民事裁判のIT化の実現に向けたインフラ整備やしっかりとした財政措置を行っていくことが望まれる。

民事裁判のIT化は、わが国の司法サービスの在りようを大きく見直す契機である。当調査会は、昨年の提言において、民事裁判のIT化の重要性について指摘し、具体的な施策の検討に当たって必要な視点として、ユーザー目線に立つことなど5つの視点を提示した。法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会においても、これらの視点を踏まえて充実した議論がされるよう期待したい。

当調査会としても、昨年（令和元年）に引き続き、民事裁判のIT化の実現に向けて政府とタッグを組み、戦略的な取組を推し進めていく決意を改めて表明する。

また、刑事手続のIT化についても、捜査・公判の円滑な遂行に有益であり、国民の負担軽減にもつながるものと考えられることから、検討を開始すべきである。

4 ADRにおけるICTやAI技術の活用

前述のとおり、民事裁判手続のIT化に向けた検討が進んでいるが、少額の消費者紛争など紛争類型によっては、裁判による紛争解決ではなく、当事者の話し合いや第三者を入れた和解等、裁判手続に比して簡易で柔軟な紛争解決をはかることができるADRへのニーズが高い。取り分け、新型コロナウイルス感染症の影響が今後も続くことが見込まれる中、ADRにおいて、ICTを利活用し、対面することなく紛争を解決できる体制整備がより強く求められる。また、将来的にAI技術を利用した調停人の支援ツールなどが導入されれば、紛争解決に要する時間的負担の軽減や紛争当事者の予測可能性の向上も期待できる。

この点について、内閣官房に置かれたODR活性化検討会における取りまとめ（令和2年3月16日）を受け、関係省庁において各種取組が開始されているが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、最新の技術を駆使し、より利便性の高い簡易・迅速な紛争解決手続が構築されるよう、一層検討を加速することを当調査会としても強く求める。

*ODR（Online Dispute Resolution）：オンラインによる紛争解決。

第4 困難を抱える方々を誰一人取り残さない社会の整備

1 困難を抱える方々を誰一人取り残さない社会づくりに向けた課題

当調査会は、主に犯罪被害者等支援PTにおいて、犯罪被害者が陥ることが多い問題を幅広く採り上げ、誰一人取り残さない共生社会の実現に向けた議論を行ってきた。

一昨年 of 当調査会の提言（司法制度調査会提言2018）をきっかけに政府において施策が進められている問題もあるが、犯罪被害者を始めとした困難を抱える方々に寄り添った取組を今後もより一層推進していくことが必要である。

2 性犯罪・性暴力への対応

性犯罪・性暴力への対応については、当調査会において「性犯罪・性暴力対策の抜本的強化を求める緊急提言」（令和2年6月5日）を取りまとめた。同提言において述べた性犯罪・性暴力対策としての「5本の柱と12の施策」を強力に推進することを求めるとともに、当調査会は、引き続き、被害者に寄り添いつつ、性犯罪・性暴力の撲滅が実現するまで、この問題に積極的に取り組んでいく。

3 無戸籍者問題

(1) これまでの取組

無戸籍者問題は、国民としての社会的な基盤が与えられず、社会生活上の不利益を受けるといった人間の尊厳に関わる重大な社会問題である。当調査会は、このような無戸籍者問題の重大性に鑑み、一昨年の提言において無戸籍者問題を取り上げ、無戸籍者問題の解決のためには、無戸籍者の把握の方法を改善すること、把握した無戸籍者一人一人に適した解消方法を講ずること、新たな無戸籍者の発生を予防することといった3つの観点から取組強化を図っていくことが重要となるとの認識のもと、無戸籍者問題解決に向けた対策に関する提言を行った。これを受け、政府においても、同提言以降、ライフステージに応じた啓発・広報活動の充実や市区町村と法務局との連携強化といった様々な取組が行われてきた。また、無戸籍者問題の原因の一つと指摘されてきた嫡出推定制度の見直し等について、令和元年6月、山下貴司法務大臣から法制審議会に諮問され、現在、民法（親子法制）部会において、調査審議が進められている。

その結果、令和元年度中に564人の無戸籍者が新たに把握され、616人が解消されており、本年（令和2年）5月10日現在の無戸籍者数757人は令和元年5月10日時点から68人減少している。

情報の把握を開始した平成26年9月以降の累計では、全国で2905人の無戸籍者が把握され、うち2148人が解消されるに至っている

(令和2年5月10日現在、解消率：73.9%)。

しかしながら、依然として無戸籍者の完全な解消がされず、解消までに長期間を要している事例も少なくない状況に照らすと、今後は、無戸籍者の早期把握及び無戸籍状態の早期解消に重点を置き、これまでの取組に加え、過去の事例を分析した丁寧なアプローチ及び無戸籍者やその母等関係者が自ら容易にアクセス可能な取組を実施していく必要がある。

(2) 具体的施策

ア 無戸籍状態の解消までの期間等の情報の市区町村・法務局での共有
無戸籍者の早期把握及び無戸籍状態の早期解消を推進する前提として、現状において無戸籍状態の解消までに要している期間やその原因等を把握して情報を整理し、これを市区町村・法務局で共有することが有益である。その上で、多様な種類の無戸籍者がどのような経緯で生ずるのかといった傾向を把握するなど無戸籍者の実情についての理解を深めるとともに、そのような実情も踏まえて、無戸籍者やその母等の個別の実情に応じて、無戸籍者解消の必要性について引き続き無戸籍者やその母等関係者に丁寧に粘り強く説明していくことが重要である。

イ スマートフォンによって容易に必要な情報を入手することができるインターネットサイトなどの開設

無戸籍状態の解消のためには、無戸籍者やその母等関係者が、必要な情報に自ら容易にアクセスできることが極めて重要である。今日における情報収集手段としてのスマートフォンの重要性を踏まえ、誰にとっても利用しやすいインターネットサイトを開設すべきである。

ウ 無戸籍者やその母等関係者に相談窓口への相談を促すための無戸籍状態の解消事例等のインターネットサイトへの掲載

無戸籍状態の解消のためには、無戸籍者やその母等関係者の決断・行動が必要な場合がほとんどである。しかし、無戸籍状態となるに至る経緯、その解消のために必要な手続及び当該手続をとるために必要な準備や支援は、個々の無戸籍者やその母等が抱える事情に応じて様々である上、無戸籍者やその母等関係者の中には、行政機関への相談に躊躇する方々もいる。そのような方々に無戸籍状態解消に必要な決断・行動を促すためには、無戸籍状態の解消事例等の情報を、誰もが容易にアクセスできるインターネットサイトに掲載する方法により提供し、問題解決までの具体的なイメージを持ってもらうことが有益である。

エ 無戸籍者解消のための相談窓口や関係する裁判手続の概要などを案

内する動画の作成・インターネット上での配信

無戸籍者やその母等関係者に対し、相談窓口や関係する裁判手続の概要などの基本的な情報を、容易にアクセスできる方法により、かつ分かりやすいコンテンツで提供することは、無戸籍者の早期把握及び無戸籍状態の早期解消の促進につながると考えられる。具体的な施策としては、相談窓口や関係する裁判手続の概要などの基本的な情報に関する動画を作成し、インターネットで配信することが有用である。

オ 戸籍事務について市区町村の窓口対応を指導し、市区町村と協同して、無戸籍者への手厚い手続支援を実施する法務局の体制強化

無戸籍者解消に向けた具体的施策を実施していく上で、市区町村を指導し、これと協同して一人一人に寄り添った手厚い手続支援を実施する法務局の体制を強化していくことは、従前に引き続き不可欠である。

カ 嫡出推定制度の見直しを着実に前進させること

嫡出推定制度の見直しについては、法制審議会民法（親子法制）部会において調査審議中であるが、無戸籍者が社会生活上多大な不利益を被っていることに鑑みれば、充実した調査審議が行われることを前提として、できる限り早期の答申がされることが期待される。

また、検討に当たっては、無戸籍者やその支援者の声を十分に聞き、実情を踏まえた制度設計を行うべきである。

4 離婚をめぐる子の養育に関する問題

そのほか、当調査会犯罪被害者等支援PTにおいては、離婚をめぐる子の養育に関する問題についてもヒアリングを行った。

父母が様々な理由で離婚する場合であっても、子が両親の十分な情愛の下で養育されることが、子の成長ひいては日本の未来にとって重要であることはいうまでもない。しかしながら、日本では、離婚を巡って夫婦間で子の連れ去りが起きたり、子と別居親との関係が遮断されるケースも少なくない。また、養育費の不払いが子の貧困を招いている。

日本の宝である子の権利や将来を守るため、離婚後の親権制度の在り方、養育費の確保、面会交流の改善など、それぞれの課題について、諸外国の取組に学びつつ、党内の関係組織とも連携して、引き続き検討を進めていく。

第5 国際的な協調・協働へのメッセージ

1 司法外交元年に当たって

「法の支配」や「基本的人権の尊重」等の普遍的価値を世界に浸透させていく取り組みである「司法外交」は、当調査会が平成28年の中間提言（司法制度調査会・中間提言2016）及び平成29年の提言（司法制度調査会提言2017）で打ち出し、平成30年以降、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」において重要なキーワードとして明記されている。

今年2020年は「司法外交元年」であり、日本が、誰一人取り残さない社会の実現、持続可能な発展のために世界をけん引し、新たな一歩を力強く踏み出す年である。

世界が疫病による未曾有の困難による分断を乗り越え、孤立から共生に向けて再び歩み始める今こそ、日本型の司法制度の強みを重要なソフトパワーとし、経済活動を支える基盤となる司法インフラを整備し、持続可能な発展に貢献する「司法外交」の推進を、日本発の世界に向けた共生のメッセージとして強く打ち出し、着実に実行に移さなければならない。

昨年の提言で司法外交の重要な柱と位置付けた「京都 kongress の開催・成功とレガシーの確立」、「法制度整備支援」、「国際仲裁」は、いずれも、世界が共通の価値観やルールに基づいて協力することや、紛争解決を目指す取組であり、まさに、世界を孤立から共生に向けて再び歩み始めようとする世界にとって必要なイニシアチヴである。日本がリーダーシップを発揮すべきフィールドであり、分断を乗り越え、ルールに基づいた公正な社会を築こうとする世界に対する貢献として、その取組をより力強く加速する必要がある。

そして、その取組を司法外交元年2020年以降も着実に継続しつつ、あらゆる機会を捉えてその成果を国内外に発信することで、日本が司法の分野で国際社会をリードし、「司法外交」を発展させていかねばならない。

2 京都 kongress の開催とレガシーの確立

本年（令和2年）4月に開催予定であった第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大のため延期となったが、感染症を経験した世界の刑事司法の在り方を考える機会として、また、ウィズコロナ時代における国際会議の新たなモデルとして、その重要性はより高まっている。kongress では、ハイレベルにより、犯罪防止・刑事司法分野における国連・加盟国の取組の指針となる政治宣言が採択される。新型コロナウイルス感染症と戦うため、いったんは国境を閉ざさざるを得なかった世界が、今後、各国のエゴが先に立つ分断的な発想を乗り越え、共生・連帯の重みを再認識し、グローバルズ

ムをより一層進める上で、京都コンGRESは、その礎としての法の支配の浸透した社会、犯罪のない社会を実現するため、国際協力の一層の推進を力強く宣言する場として、新たな使命を帯びることとなった。日本は、「司法外交」の大舞台である京都コンGRESにおいて、その使命をしっかりと果たすべくリーダーシップを発揮し、国際社会を導いてゆかねばならない。

その上で、昨年(令和元年)、当調査会が打ち出した「司法外交の新機軸」である京都コンGRESのレガシー(再犯防止国連準則、アジア太平洋地域刑事実務家プラットフォーム、犯罪防止・刑事司法ユースフォーラム)を着実に実行に移し、また、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)のプレゼンスの一層の強化を図るべきである。とりわけ、アジア太平洋地域刑事実務家プラットフォームは、アジア地域において、法の支配、人権といった普遍的価値を共有する国々と手を携え、捜査共助を始めとする刑事司法全般における国際協力の促進のための基盤を創設することにより、コロナウイルス感染症後の法の支配に基づく調和のとれた国際秩序の形成にわが国が旗振り役を演じる上で重要な取組である。再犯防止国連準則の策定は、保護司制度や再犯防止のための官民連携などの日本型司法制度のソフトパワーを生かし、再犯防止の分野で国連の準則を策定して世界をリードしていこうとする取組であり、まさに司法外交の新機軸となるものである。ユースフォーラムは、若い世代の能力向上・意識啓発の絶好の機会であることから、定期開催も視野に入れ、内容の充実したものとすべきである。

3 更なる司法外交の推進

(1) 法制度整備支援の更なる推進

日本は、長年にわたりアジアを中心とする開発途上国等における法制度整備支援を行ってきた。相手国の自主性・主体性を尊重する日本の「寄り添い型」の法制度整備支援は、相手国の法の支配の浸透に資する取組として、日本が世界の国々と共に成長し、共生社会をグローバルに実現していく上で重要な役割を担っており、当調査会でも、司法外交の重要な柱の一つとして、法制度整備支援の更なる拡充について繰り返し提言してきた。

一方、近年は支援対象国や分野が拡大するとともに、相手国のニーズが複雑化・高度化している。とりわけ、ASEAN地域においては、日本企業が現地において知的財産権に関する紛争に巻き込まれる事案等が発生するなど、ASEAN諸国の知的財産権保護や紛争処理に関する能力向上が求められている。

こうした状況を踏まえ、わが国は、政府の外交方針「自由で開かれたインド太平洋」において、法の支配の普及・定着等によってASEAN

とともに地域全体の安定と繁栄を促進することを目指し、この方針等も踏まえ、法制度整備支援の現場では、相手国のニーズに応えるため、従来の基本法令の起草支援に加え知的財産関係の支援を行うなど、相手国のビジネス環境整備にも貢献している。このような取組は、支援の相手国のみならず、その国に進出する日本企業にとっても有益となるものであり、世界の国々が共に歩む共生社会の実現にも資する取組として今後も力強く推進していくべきである。

また、コロナ禍により経済的不況の深刻化とそれに伴う経済的な紛争の増加、世界的な治安の悪化が強く懸念され、これらの課題に対処する必要が高まっているところ、アジアを中心に、経済の立て直しに必要な経済関係法令、基本法令の起草・運用支援を強化していくべきである。さらに、過剰収容の問題を抱える東南アジア諸国の矯正施設では、多数の受刑者が密集、密接した環境で処遇されており、これらの施設は新型コロナウイルス感染の温床となるリスクが著しく高く、感染を恐れた受刑者による暴動や逃走事案が発生するなど、治安にも深刻な脅威となっていることから、矯正施設における感染症対策を含む過剰収容対策等の法制度整備支援を更に推進していくべきである。

政府は、近年、ASEAN 日本政府代表部を始めとする在外公館に法務アタッシュェを派遣したり、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）東南アジア大洋州地域事務所や国連開発計画（UNDP）に法務人材を派遣するなどしており、こうした国際機関等への人材派遣は、共生社会を支える人材の育成にも資する非常に重要な取組であり、今後も更に強く推進していくべきである。

当調査会は、以上のような法制度整備支援の取組が、相手国の法の支配の浸透等を通じて、世界の国々が共に成長・発展する共生社会の実現につながるものであることを確信している。世界における共生社会の実現に向けて、政府は、法制度整備支援を戦略的に展開することが必要である。具体的には、引き続き、わが国の支援の強みをいかしつつ、関係省庁、関係機関等と連携して多様化する相手国のニーズに対応した分野横断的・複合的な支援を行うことはもとより、ASEAN と日本の法務・司法分野における政策決定レベル・実務レベルでの対話のプラットフォームづくりを促進し、国連開発計画（UNDP）、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等の国際機関との連携を更に強化するべきである。そして、法整備支援を支える人材の育成は、日本と世界の国々が共に歩み、成長する共生社会の実現にとって不可欠である。国際機関等への人材派遣を強く推進するほか、法務総合研究所国際協力部や国連アジア極東犯罪防止研修所等の法制度整備支援の実施機関に更に職員を配置するとともに、

JICA等の関係機関との間での人事交流等を行うなどして、法制度整備支援を支える人材の育成・確保に積極的に取り組むべきである。

(2) わが国における国際仲裁の活性化

近時、世界では、国際協調主義から自国第一主義への流れが見られていた中で、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的まん延が、企業同士の短期的な利益追求や、移動の制限によるコミュニケーション不足等による契約履行の困難化といった事態をもたらしている。新型コロナウイルス感染症のまん延の終息後は、世界経済が混乱する中で、各国・企業の利害衝突が先鋭化し、国際的な商事紛争が多発することが予想されるところである。

このような新型コロナウイルス感染症のまん延の終息後の世界経済においては、人々や国々が再び力を合わせ、社会経済の共生による復興と再生を目指さなければならない。そして、かかる経済的惨状から起因する紛争を解決・清算させ、国際的な経済活動を更に活発化させていく上で、国際商事取引等から生ずる紛争解決手段のグローバル・スタンダードとなっている国際仲裁をわが国においてより一層活性化させ、定着させることがこれまで以上に重要であり、その基盤整備を加速させねばならない。また、新型コロナウイルス感染症がアジアを含め、世界経済全体に影響を及ぼし、経済の血液といわれている「金融」も滞りつつあるが、これを改善し、世界・アジアの国際金融ハブとしての国際金融都市TOKYOを実現するためには、紛争解決のインフラである国際仲裁・調停の活性化が必須である。

人々や国々が共に歩みながら世界経済を立て直していく上でも、わが国における国際仲裁の活性化が、経済面における共生社会のプラットフォームとして必要不可欠であるとのメッセージをいまこそ国内外に発信すべきである。政府には、かような観点からこれまで以上に国際仲裁の活性化を進めるよう強く求める。

この点、法務省が、国際仲裁の活性化に向け、昨年（令和元年）、一般社団法人日本国際紛争解決センター（JIDRC）に対する調査委託事業を開始し、本年（令和2年）3月に、東京・虎ノ門に仲裁審問の専用施設が開業されたことを歓迎したい。同施設は、複数の審問室を有し、ビデオ会議システムや無線インターネット等の最新設備を備えているが、更にICTを駆使することにより、距離を乗り越えるだけでなく、人の移動自体が困難となった社会においても円滑に紛争処理を可能としていくべきである。それだけでなく、同施設を人材育成や周知啓発も含めた国際仲裁の活性化のための総合センターとして機能させるとともに、海外の企業同士の紛争をわが国において処理するいわゆる第三国仲裁の活性

化も併せて目指し、世界一安全・安心な日本において国際仲裁を行うことの魅力、メリットを様々なチャンネルを通じて大いに発信することが求められる。

今般の新型コロナウイルス感染症のまん延という誰もが予期しなかった状況において、国際仲裁を活性化させ、共に歩む社会を実現するためには、国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の事務局を務める法務省及び経済産業省のみならず、同会議の構成員の関係省庁やオブザーバーの関係団体が一丸となって力を合わせなければならない。

さらに、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備の取組の一環として、仲裁関連法制度の見直しを行うことも不可欠である。この点、先に成立した「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律」により外国法律事務弁護士等が仲裁に関与できる範囲が拡大したが、これだけでは足りない。仲裁法についても、国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）の国際商事仲裁に関する最新モデル法に準拠するよう、引き続き見直しを進めるべきである。

第6 幅広い司法人材の育成と活躍の場の拡充

1 司法人材育成の必要性・重要性

「共生社会」を実現し、これを維持・発展させていく上で、司法が果たすべき役割が重要であることについては、前述した（はじめに）。

司法が持てる力を十全に発揮するためには、その担い手である高度かつ洗練された専門家集団（司法人材）を多数かつ継続的に確保することが必要不可欠であり、その育成は個々人の努力に委ねるのではなく、国を挙げて直ちに取り組みねばならない喫緊の課題である。司法インフラを支えるのは「人」であり、その担い手の育成は死活問題である。当調査会として、司法人材の安定供給に向けた人材育成の必要性・重要性を改めて強調しておきたい。

2 施策の方向性

新たな「共生社会」を実現し、これを維持・発展させていくという重要なミッションを担う司法人材には、語学力はもちろんのこと、グローバルに先鋭化する利害衝突や紛争をルールに則して調整する力、生起する紛争がボーダレスに複雑多様化してきている時代だからこそ、法の支配・基本的人権の尊重といった普遍的な価値に根差した法的なものの考え方ができる力、さらには当事者（他者）に寄り添った支援を行うことができる人格的素養が要求される。

かような素養を十分に備えた共生社会を担う司法人材を量の点でも確保するため、国際感覚を身に付け得る体験を幼少期から積み重ねつつ、専門的教育や研修を受ける課程を制度として確立すること、司法人材の意義や魅力を多数の若者に広く周知していくことが重要である。

また、あらゆる分野で専門性が求められる現代においては、司法人材と他の分野のエキスパートとが適時・適切に連携して物事を解決していくことが求められる。

さらに、質の平準化やより高度な問題への人的リソースの集中投資を実現するため、法的分野においても、ICTやAIの活用を推進し、国民が求める司法サプライの質・量を可能な限り高めるべきである。

3 具体的方策

(1) 日本型多文化共生社会を支える人材の育成

日本型多文化共生社会の進展により、国内の事案においても国際的素養が必要なケースが増加している。今後、そのニーズは、地方にまで広がっていくことが想定されることから、次の取組を進めるべきである。

ア ODA を活用した、地域において外国人の支援に携わる個人・団体の育成

地方公共団体における多文化共生の取組の更なる促進を図るとともに、外国人が安心して日本での生活や就労を開始できるようにするため、地域において外国人の支援に携わる個人・団体を育成する必要がある。

例えば、JICA 海外協力隊員の派遣等、ODA の実施を通じて日本国内の国際人材が育成されており、帰国した隊員等に地方公共団体の多文化共生関連業務や外国人相談窓口へ参画してもらうことを推進すべきである。

政府としては、適切なマッチングがはかられるよう、周知広報に努めるとともに、情報共有・連携の在り方を構築すべきである。

イ 在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成

在留外国人の抱える悩み、課題は多岐に渡り、外国人がそれぞれに対応した支援の取組にたどり着くことは容易ではなく、それにより、支援の取組が十分に利用されず、外国人が社会から孤立してしまうことにもなりかねない。そのため、各種支援の取組を熟知し、他の関係機関と連携しながら個々の外国人に必要な支援をコーディネートする人材が、共生社会を実現する上で不可欠であることから、地域における人材の育成を行うとともに、その社会的認知を高め、専門能力の向上を行っていく必要がある。

現在は、各自治体や民間団体においてコーディネーターの育成・確保に取り組んでいるが、国においても、地域における人材育成に必要な研修の実施や、研修を修了したことを要件とした認定制度の創設を検討すべきである。

ウ 在留外国人支援のための人材の育成

地方公共団体の多文化共生施策を担当する職員や地方出入国在留管理局に配置されている受入環境調整担当官等の在留外国人支援を行う人材の能力向上のため、政府としても、積極的に研修の充実を図るべきである。

(2) 国際司法人材の育成と活躍のステージの拡充

当調査会において、これまでも提言をしてきたところであるが、引き続き、以下の方策を進めるべきである。

ア 国際感覚を身に付ける機会の確保

在留外国人の増加に伴い、小学校等にも一定数の外国籍児童が在籍していることが当然の光景となっている。今期の当調査会では、外国籍児童と外国籍ではないものの日本語の支援等が必要な「外国とつながる」児童が多数を占める小学校を視察し、運動会のアナウンスの多言語対応、海外や日本の文化に触れる機会を確保するためのクラブ活

動等の学校内での国際化への対応のほか、保護者同士のネットワークを広げるための各国料理パーティーの開催といった地域を巻き込んだ取組が行われていること、そのような状況の中で過ごす日本人児童は生活の中で外国籍児童への配慮が自然に身についていくことなどが確認できた。このように幼少期から国際性を身に付ける経験を積むことは非常に重要である。

さらに、既に述べたとおり（第5）、京都コングレスのレガシーとしてユースフォーラムの開催が予定されており、多くの若い世代が国際会議という場に関わるという貴重な経験を積むことが期待される。ユース世代における国際舞台との関わりは、将来、国際司法人材となって活躍するきっかけにもなり得るものであり、定期開催も視野に入れて取り組むべきである。

イ 専門性をもった司法人材の供給を可能にするシステムの確立

専門性の高い国際司法人材育成においては、障害となっている英語等の語学力を向上させることはもとより、ユース世代から早期に専門的教育を受ける機会を設けることが必要である。そのため、大学や法科大学院において、国際関係法等の先端的科目をカリキュラムに設けるといった取組をより一層進めるべきである。

また、専門化が進む司法分野の諸問題に適切に対応するため、理系を始めとして、法律以外の分野の専門知識を有する人材にも司法分野の知識を習得してもらい、いわゆるダブルディグリー取得を促進することも重要である。そこで、法科大学院の未修者コースを受験しやすい環境整備や、理系等の他分野の知識の習得を入学選考において考慮するなど、ダブルディグリー取得促進のための取組を進めるべきである。

ウ 司法人材の戦略的派遣体制の構築

在外公館や国際機関に司法人材を戦略的に派遣していくことは、わが国として適正なグローバル化を進めていく上で、引き続き極めて重要である。そのような人材が、在外公館や国際機関において、共生社会を実現し、これを維持・発展していく役割を担うに当たっては、法的なものの考え方を土台とし、十分な語学力を駆使しながら、利害衝突や紛争を調整し、解決していく力が必要である。そのため、国の施策として、若い人材を幅広く国際関係業務に携わらせるとともに、充実した研修課程を確立するなど、そのような力のある国際司法人材を多数確保し、安定的に在外公館や国際機関に供給できるようにするための仕組みを早急に構築するべきである。

エ 法制度整備支援の更なる推進

法制度整備支援は、グローバルに共生社会を実現し、これを維持・発展させていくものであり、各国政府や国内外の関係機関、他のドナー等の多岐にわたるステークホルダーとの調整を図りながら支援を進めていくため、法制度整備支援の実施機関や関係国際機関等に更に多くの人材を配置・派遣していくことが必要である。特に、今後は、実務レベルでの支援に加えて、政策決定レベルでの調整を行うことのできる人材を確保していくことが重要であり、語学力はもとより、法の支配・基本的人権の尊重といった普遍的な価値に根差した法的なものの考え方や国際場裏における調整力といった国際的素養を有する人材を育成・確保していくことが急務である。そのため、国の施策として、多くの若い世代を法制度整備支援の実施機関に配置し、あるいは関係国際機関に派遣するなどして裾野の広い人材を多数育成し、このような人材を法制度整備支援の担い手として供給していくべきである。

オ 司法人材育成のためのキャリアパスの明示

在外公館や国際機関、国内の関係機関、国際関係部門等での勤務は、国際司法人材を育成する場としても、国際司法人材が活躍する場としても、極めて重要である。政府においては、これらの機関等における勤務を、国際司法人材の育成・活躍にとってのキャリアパスとして明確に位置付けた上で、派遣先の機関等を開拓するとともに、国際機関におけるインターンシップ制度や JPO 派遣制度なども活用しながら、裾野の広い国際司法人材を数多く育成し、その活躍の場を設けていくべきである。

おわりに

私たちは、多数の専門家の御意見を伺い、志を同じくする仲間たちと意見を交わし、議論を深め、この提言を取りまとめた。

この提言が、日本が新型コロナウイルス感染症との闘いに打ち勝ち、再生し、そして更なる飛躍のための道しるべとなることを確信している。提言を実効性あるものにすべく、施策の実現に向けて全力を尽くしていく。

司法制度調査会

会	長	上川陽子			
顧	問	河村建夫	森英介	馳浩	
		田村憲久	棚橋泰文	金田勝年	
		石田真敏	福井照	松島みどり	
		宮沢洋一			
会	長代理	奥野信亮			
副	会	長	後藤茂之	古川禎久	赤澤亮正
		城内実	左藤章	鈴木淳司	
		葉梨康弘	越智隆雄	木原誠二	
		土井亨	平口洋	盛山正仁	
		小林鷹之	山下貴司		
		猪口邦子	西田昌司	石田昌宏	
		岩井茂樹	滝波宏文	中西健治	
		吉川ゆうみ			
事	務	局	長	村井英樹	
幹	事			門山宏哲	黄川田仁志
				長尾敬	堀内詔子
				築和生	山田美樹
事	務	局	次	長	三谷英弘
					宮路拓馬
					泉田裕彦
					国光あやの
					本田顕子
					元榮太一郎

犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT

座 長

上川陽子

馳 浩

事務局 長

赤澤亮正

門山宏哲

越智隆雄

石田昌宏

吉川ゆうみ

長尾 敬

堀内詔子

務台俊介

築 和生

井出庸生

宮路拓馬

泉田裕彦

国光あやの

本田顕子

司法制度調査会（活動状況）

① R2.2.4 司法制度調査会

日本型多文化共生社会の実現に向けた諸課題（1）

○ 外国人と企業についてヒアリング

エンピ・カンデル UNIBIRD 株式会社代表取締役

柴崎 洋平 フォースバレー・コンシエルジュ株式会社代表取締役

② R2.2.13 司法制度調査会

日本型多文化共生社会の実現に向けた諸課題（2）

○ 外国人と地域社会についてヒアリング

新美 純子 公益社団法人 트레이ディングケア代表

坂本 淳 公益社団法人横浜市交流協会常務理事兼事務局長

アサディ・みわ 静岡ムスリム協会副代表

③ R2.2.17 横浜市立南吉田小学校視察

上川陽子会長、村井事務局長、左藤副会長、吉川副会長、井出幹事

④ R2.2.25 司法制度調査会

司法制度調査会提言2019フォローアップ

○ 民事裁判のIT化についてヒアリング

法務省 最高裁判所

○ 日本法令の国際発信についてヒアリング

総務省 法務省

⑤ R2.3.5 犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT

○ 性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループの 検討状況についてヒアリング

法務省

○ ワンストップ支援センターについてヒアリング

内閣府

- ⑥ R2.3.10 司法制度調査会
日本型多文化共生社会の実現に向けた諸課題（3）
○ 外国人の子どもを巡る問題についてヒアリング
法務省 文部科学省 最高裁判所
- ⑦ R2.3.17 司法制度調査会
日本型多文化共生社会の実現に向けた諸課題（4）
○ 在留資格別の支援についてヒアリング
丸山茂樹 日本語教育振興協会理事
小出賢三 外国人技能実習機構
田中克之 海外日系人協会理事長
- ⑧ R2.3.25 犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT
○ 無戸籍者問題についてヒアリング
高取由弥子 弁護士
○ 離婚後の親権・養育費問題等についてヒアリング
棚村政行 早稲田大学法学学術院教授
- ⑨ R2.6.2 司法制度調査会正副会長会
○ 性犯罪・性暴力対策へ抜本的強化を求める緊急提言（案）について
- ⑩ R2.6.23 司法制度調査会
○ 提言（案）について